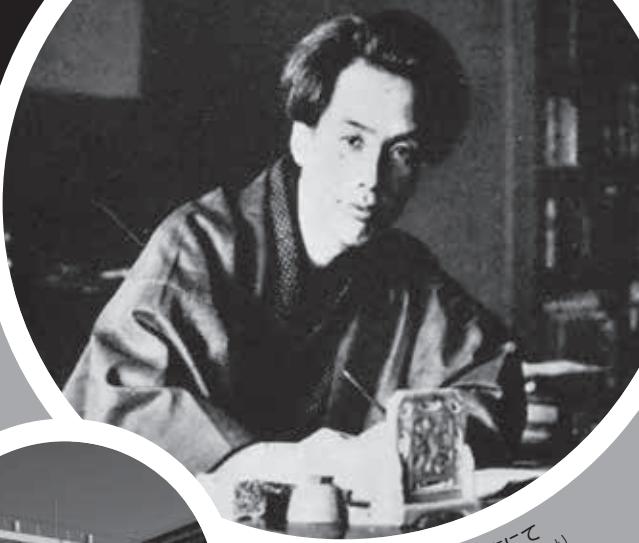


区政会館 だより

No.429
令和7年12月



芥川龍之介 田端の書斎にて
国立国会図書館「近代日本人の肖像」より



ココキタ外観



中里貝塚史跡広場完成イメージ図

巻頭特集

未来への取り組み
~23区の未来図~

第19回 北区

北区の「らしさ」を大切に
しながら新たな文化芸術の
価値を創造する



特別区長会事務局
特別区議會議長会事務局
特別区人事・厚生事務組合
公益財団法人特別区協議会
東京二十三区清掃一部事務組合
特別区競馬組合

北区の「らしさ」を大切にしながら 新たなる文化芸術の価値を創造する

未来への取り組み
~23区の未来図~

第19回 北区

北区には著名な文士や芸術家が暮らした田端文士芸術家村、日本一大きさを誇る貝塚などの文化資源があります。また、文化芸術活動拠点もあり、音楽や演劇等の活動の場として国内外から多くの人が訪れます。区では「東京都北区文化芸術ビジョン2020」に基づき、北区らしい文化芸術活動の一層の振興を図っています。令和9年度には、区ゆかりの小説家・芥川龍之介の記念館が開館予定です。

区ゆかりの文化資源の活用と発信

文化芸術活動の推進を図る

北区文化芸術ビジョン2020

北区は平成16年度に区の文化芸術振興施策の基本となる「北区文化芸術振興ビジョン」を策定しましたが、それから10年以上が経ち、文化芸術を取り巻く社会情勢は大きく変化しました。

こうした変化に対応し、区の文化芸術活動の一層の振興を図ることを目的に、令和2（2020）年7月、「東京都北区文化芸術ビジョン2020」を策定しました。このビジョンは、基本理念と基本目標の文言にあるように、「わたしたちの国や地域が育てた固有の文化を誇りに思い、大別にしていく」（基本理念より）、「区内外に北

区らしい文化芸術を発信し、地域ブランド力を向上」（基本目標より）等、地域のオリジナリティに重きをおいたものとなっています。

文士と芸術家の 息づくまち 田端

田端は明治中頃までは田畠が広がる農村地帯でしたが、明治22（1889）年、上野に東京美術学校（現・東京藝術大学）が開校されると、次第に若い芸術家たちが暮らすようになります。

その後の大正3（1914）年、芥川龍之介（小説家）の転入によって転機が訪れます。芥川は東京帝國大学（現・東京大学）の学生で家族とともに新宿から田端に移り住みました。大正5

く、都心へのアクセスもよかつた」「閑静な土地が創作の場に適していました」「仲間を慕つて移住した」等が挙げられます。人が人を呼んで芸術家が続々と転入り、画家を中心とした社交場も誕生するなど、さながら芸術家村のようでした。

その他の大正3（1914）年、芥川龍之介（小説家）の転入によって転機が訪れます。芥川は東京帝國大学（現・東京大学）の学生で家族とともに新宿から田端に移り住みました。大正5



東京美術学校校舎
『東京美術学校一覧 従大正2年至3年』
国立国会図書館デジタルコレクションより



アトリエで制作中の
吉田三郎
田端文士村記念館提供



工房で制作する
板谷波山
田端文士村記念館提供



芥川龍之介
国立国会図書館「近代日本人の肖像」より



堀辰雄
国立国会図書館
「近代日本人の肖像」より

田端文士芸術家村の記憶を未来へ

田端で活躍した文士と芸術家の功績を通じて「田端文士芸術家村」の歴史を後世に継承していくことを目的に、平成5（1993）年11月、田端文士村記念館が開館しました。田端駅から歩いてすぐ、無料で入館できるのも魅力です。

田端は第二次世界大戦の空襲により壊滅的な被害を受け、当時の遺構はありませんが、同館では田端ゆかりの文士・芸術家の作品、原稿、書簡等の収蔵品を展示とともに、著名人や遺

の絵柄から田端のマンホール蓋のデザインにも採用されました。

企画展示スペースでは「芥川龍之介余暇のたのしみ・趣味でつながる田端人たち」と題した展覧会を開催中（令和8年2月1日まで）で、初公開となる芥川の愛蔵品などが並んでいます。企画展は年に3回テーマを変えて実施

令和9年度、国内初となる 芥川龍之介の記念館が開館

芥川ゆかりの地は、中央区明石町、両国、新宿、鎌倉など各地にあります。が、芥川の名を冠した顕彰施設は国内初となります。

「（仮称）芥川龍之介記念館」の建設予定地は、芥川が東京帝国大学の学生であった大正3（1914）年から亡くなる昭和2（1927）年までのほとんどを過ごした北区田端1丁目20番地にある旧居跡です。芥川亡き後も家族が暮らしていましたが、第二次世界

大戦の空襲によって焼失し、転居。その後、旧居跡には集合住宅1棟と個人分の1スケール）、板谷波山の陶芸窯の煙突の一部、年表などを展示しています。映像コーナーでは、田端の自宅で撮影された芥川の貴重な映像などが見られます。

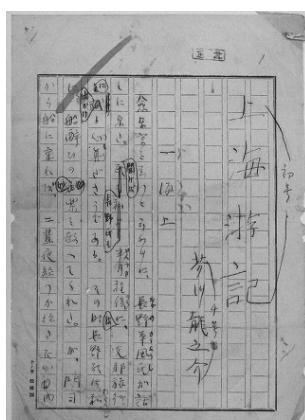


田端文士村記念館

北区田端6-1-2
開館時間：10時～17時（入館は16時30分まで）
休館日：月曜／祝日の翌日／年末年始ほか
＊詳細はホームページ、X（旧Twitter）に
入館料：無料
JR京浜東北線・山手線田端駅北口より徒歩2分



芥川龍之介「田端の家」復元模型 田端文士村記念館提供



芥川龍之介の隨筆
「上海遊記」の原稿



クラウドファンディングの返礼品の一筆せん（上）と手ぬぐい（下）

歴史的文化の活用と継承——史跡中里貝塚——

最大厚さ4・5mの貝層が広がる巨大な史跡中里貝塚

います。

史跡指定地は「中里貝塚史跡広場」と「上中里2丁目広場」として暫定整

北区には、JR上中里駅と田端駅の間に大型の貝塚があります。平成8（1996）年の発掘調査を契機に、明らかになりました。縄文時代中期から後期初頭にかけて、当時の海岸線に形成された大型の貝塚で、最大で厚さ4・5mにもなる貝層が広がっていました。貝を投入して水を沸騰させて貝のむき身を取つたと考えられる土坑や焚き火跡、木道なども確認され、生産された大量の干し貝は内陸へ供給されましたものと想定されます。縄文時代の生産、社会的分業、社会の仕組みを考えるうえで重要であるとして、平成12（2000）年に国史跡に指定されました。その後、平成24（2012）年に史跡指定地の隣接地において追加指定を行い、史跡の保護を図つて

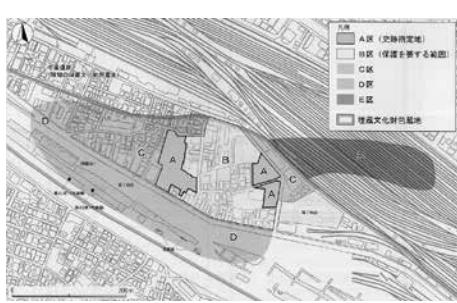


平成8年調査時の中里貝塚



史跡指定地

るとして、平成12（2000）年に国史跡に指定されました。その後、平成24（2012）年に史跡指定地の隣接地において追加指定を行い、史跡の保護を図つて



保存管理計画図



中里貝塚史跡広場完成イメージ図

備されていますが、これまで十分な整備活用が図られていない状況にあります。区では、中里貝塚の歴史的価値を高め、史跡を生かしたまちづくりを推進するため、令和2（2020）年に「史跡中里貝塚保存活用計画」を策定しました。本計画は、これまでの調査結果等を再確認することで、その本質的価値を明らかにし、保存管理・活用していくための基本方針や方法等を定めることを目的としています。

史跡中里貝塚保存活用計画実現に向けた整備基本計画

史跡中里貝塚保存活用計画では、保存管理計画として、推定される貝塚の範囲を地区区分し、区分ごとの取扱方針を示しました。史跡指定地をA区、2カ所の史跡指定地に挟まれた「保護をする範囲」をB区、A区に隣接する「保護をする範囲に準ずる地区」をC区、貝層の中心部分からやや離れているが貝層や遺構の存在が想定される「可能な限り地下遺構の適切な保全を図る地区」をD区、埋蔵文化財包蔵地の範囲外だが資料等から貝層の分布が想定される「機会があれば地下遺構の状況把握に努める地区」をE区とランクづけています。

史跡指定地（A区）を中心とした保存活用計画に示した整備の基

本理念を実現するため、より具体的な整備方針を定めることを目的として、令和3（2021）年3月に「史跡中里貝塚整備基本計画」を策定しました。中里貝塚の本質的価値を顕在化させ、史跡を感じ、伝え、つないでいくことで、史跡を確実に保存し、次世代へと継承させることを基本方針としています。

史跡中里貝塚保存活用計画では、保存管理計画として、推定される貝塚の範囲を地区区分し、区分ごとの取扱方針を示しました。史跡指定地をA区、2カ所の史跡指定地に挟まれた「保護をする範囲」をB区、A区に隣接する「保護をする範囲に準ずる地区」をC区、貝層の中心部分からやや離れているが貝層や遺構の存在が想定される「可能な限り地下遺構の適切な保全を図る地区」をD区、埋蔵文化財包蔵地の範囲外だが資料等から貝層の分布が想定される「機会があれば地下遺構の状況把握に努める地区」をE区とランクづけています。

史跡指定地（A区）を中心とした保存活用計画に示した整備の基

本理念を実現するため、より具体的な整備方針を定めることを目的として、令和3（2021）年3月に「史跡中里貝塚整備基本計画」を策定しました。中里貝塚の本質的価値を顕在化させ、史跡を感じ、伝え、つないでいくことで、史跡を確実に保存し、次世代へと継承させることを基本方針としています。

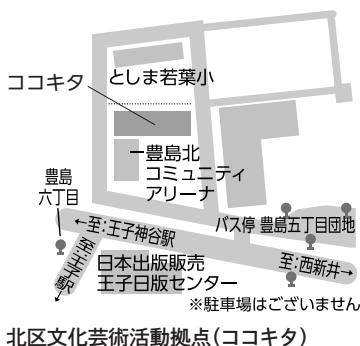
史跡中里貝塚保存活用計画では、保存管理計画として、推定される貝塚の範囲を地区区分し、区分ごとの取扱方針を示しました。史跡指定地をA区、2カ所の史跡指定地に挟まれた「保護をする範囲」をB区、A区に隣接する「保護をする範囲に準ずる地区」をC区、貝層の中心部分からやや離れているが貝層や遺構の存在が想定される「可能な限り地下遺構の適切な保全を図る地区」をD区、埋蔵文化財包蔵地の範囲外だが資料等から貝層の分布が想定される「機会があれば地下遺構の状況把握に努める地区」をE区とランクづけています。

史跡指定地（A区）を中心とした保存活用計画に示した整備の基

幅広い世代の文化芸術活動を応援——ココキタ——

旧中学校校舎を改修した 北区文化芸術活動拠点

まな創作活動が行えるスタジオやアートリエ、稽古場、作品を展示できるオーデンギャラリーなどが用意されています。



北区文化芸術活動拠点(ココキタ)



北区豊島5-3-13
開館時間:9時~21時
休館日:月曜日(休日の場合は直後の休日でない日)、年末年始
JR・メトロ王子駅よりバス豊島六丁目または豊島五丁目団地下車徒歩3分

人々の交流を育むまち」をコンセプトに、旧豊島北中学校校舎を改修して誕生しました。設置者は東京都北区、管理は公益財団法人北区文化振興財団が行っています。「ココキタ」とは区民投票で選ばれた愛称で、「北区のアーティストの交流の場になるように」との思いが込められています。

広々とした館内には音楽やダンス、演劇の練習、絵画や彫刻など、さまざま

区境に近いマンモス団地の豊島五丁目団地に隣接して文化芸術活動を応援する施設「北区文化芸術活動拠点(ココキタ)」があります。平成27(2015)年4月、「文化の創造と人々の交流を育むまち」をコンセプト

タジオもあります。

利用者は中高生からシルバー世代までと幅広く、国内外から多くの方々にお越しいただいています。中高生は利用料無料。若手アーティストをココキタから発信する北区版アーティストバンクという事業も行っています。

防音設備が整っているので、大勢でのダンスの練習や大音響での楽器演奏も可能です。グランドピアノが設置されたスタジオが3室、公演などのリハーサルにも使える126m²の広いス

NPO法人で、平成17(2005)年に発足しました。

地域の高齢者のためのふれあい食事会や区の催事等にブースを出して参加するなど、食を通して「心の栄養、からだの栄養」の大切さを伝え広げる食育活動を展開中です。ワンコイン(500円)の日替わりランチは、さまざまな食材を用い、栄養

区民グループ運営による ランチが人気のカフェ

4つのキーワードを中心 に北区の文化芸術活動を推進

ココキタの入口正面にある「カフェばれっと」では、コーヒーなどの飲み物と軽食を提供しています。運営は北区栄養グループ食彩。北区の女性を中心としたメンバー約20人で構成されるNPO法人で、平成17(2005)年に発足しました。地域の高齢者のためのふれあい食事会や区の催事等にブースを出して参加するなど、食を通して「心の栄養、からだの栄養」の大切さを伝え広げる食育活動を展開中です。ワンコイン(500円)の日替わりランチは、さまざまな食材を用い、栄養

の充実)、「つながる」(多くの人がともに文化に関わる)の4つのキーワードを中心に文化芸術活動を推進していくます。今回の特集で紹介した田端文士村記念館、(仮称)芥川龍之介記念館、史跡中里貝塚、ココキタは、その中心的役割を果たすと考えています。



カフェばれっと
営業時間:11時~14時
定休日:日・月・木曜、祝日、年末年始。
臨時休業日あり



音楽スタジオ



活動風景

令和8年度都区財政調整 区側提案事項について

実、算定方法の改善
各ブロックから出された経費算定の充
提案は、この基本方針に従い、各区の
決算実績と算定額の比較分析を踏まえ、
各ブロックから出された経費算定の充
実、算定方法の改善

令和8年度都区財政調整に関する区側提案事項が、11月14日（金）の特別区長会総会で決定されました。この提案事項は、都側から出された提案事項とともに、12月2日（火）に開催された都区財政調整協議会に示され、同協議会幹事会に具体的検討を行うよう下命されました。

一 検討の経過

特別区長会は、本年6月以来年度の都区財政調整に向けた基本方針を示しました。

内容は、現行算定の妥当性を検証し、特別区の実態に見合った算定に改めるとともに、基礎的・普

令和8年度都区財政調整区側提案取りまとめの概要

特別区長会方針（令和7年6月特別区長会総会決定）

令和8年度都区財政調整協議に向けた大枠の方向性 (基本的な考え方)

- 自主・自律的な区間調整の反映
- 現行算定の妥当性の検証
- 各区の自主性が担保される算定

具体的な取組

- ◎標準区経費の見直し
- ◎算定の簡素化・包括化

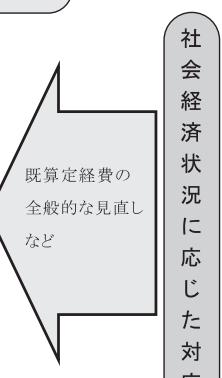
区側提案事項

- 税制改正等で影響が生じる場合は配分割合を見直すこと
- 区側の主体的調整結果を基本に、将来にわたって都と区で連携して取り組む必要がある需要を含め、あるべき需要を整理すること
- 都区財政調整協議上の諸課題について見直しを行うこと

算定内容改善等の提案

標準区経費の見直し：43項目

- ◆単価・数量等の見直し：43項目
 - 【新規】ガバメントクラウド関連経費など
 - 【充実】子ども医療費助成事業費（乳幼児・義務教育就学児）など
 - 【改善】投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映など
- ◆算定の包括化：2項目（再掲）
 - 【新規】都区連携経費
 - 【充実】男女共同参画事業費



個別検討項目への対応

- ◆ 特別交付金
- ◆ 都市計画交付金

今回の提案では、①大規模な税制改正や、都区の役割分担の変更等が行われる場合には、その影響額を見極めたうえで、特別区に必要な需要額が担保されるよう配分割合の見直しを行うこと、②投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映など、特別区の実態を踏

区側が具体的に算定内容の改善等を求めた主なものは、次のとおりです。

- ◎特別区の実態を踏まえた、標準区経費の見直し
 - 新規提案15項目（ガバメントクラウド関連経費など）
 - 充実提案13項目（子ども医療費助成事業費（乳幼児・義務教育）など）

（特別区長会事務局）

現在、都側からは、算定内容の廃止・縮減を中心に12項目の提案が行われています。
報告に向け、同幹事会での検討が

・都市計画交付金
なお、都側からは、算定内容の廃止・縮減を中心に12項目の提案が行われています。

◎個別検討項目への対応

- ・特別交付金
- ・算定の包括化2項目（再掲）（都区連携経費など）
- ・改善提案15項目（投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映など）

等の案を基に財政課長会で調整し、企画・財政担当部長会、副区長会を経て、特別区長会で了承されたものです。

今回の取りまとめでは、標準区経費の見直しとして、43項目、個別検討項目として、2項目を提案することとしています。

まえ、主体的に調整を図った区側提案を基本に、将来にわたって都と区で連携して取り組む必要がある特別区の需要を含め、当該年度

のるべき需要が適切に算定されるよう整理すること、③特別交付金、都市計画交付金について、課題の解決に向けて具体的な検討を進めることを求めています。

まえ、主体的に調整を図った区側提案を基本に、将来にわたって都と区で連携して取り組む必要がある特別区の需要を含め、当該年度のるべき需要が適切に算定され

る特別区の需要を含め、当該年度のるべき需要が適切に算定され

る特別区の需要を含め、当該年度のるべき需要が適切に算定され

令和7年11月3日（月）から7

されました。

日（金）までの日程で、北京市友好代表団（団長 杜洪悦 西城区副区長）一行8名が訪日しました。これは、昭和56年から実施している「北京市との友好交流事業」として、特別区長会・東京都市長会・東京都町村会の三団体が招いたものです。

訪日2日目に開催された三団体主催の交流会では、特別区長会会長（吉住健一 新宿区長）が代表して、「東京都区市町村と北京市の友好交流事業も、今回の訪日で合計40回を数え、両都市の友好関係を深める大きな役割を果たしてきました。古の言葉で「水魚の交わり」という言葉がありますが、日本と中国は古代から交流があり、お互いに欠くことのできない友情で結ばれています。皆様の視察が実り多いものになるよう、心をこめておもてなしをさせていただきます。」と歓迎の挨拶を行いました。交流会は終始和やかな雰囲気で進行し、中国大使館公使を含め日中参会者の親睦が深められました。

訪日3日目には、代表団は、特別区長会会長への表敬訪問のため、新宿区役所を訪れ、多くの職員から拍手をもって迎えられました。吉住新宿区長との歓談の中では、新宿区内には約1万9千人の中国人が居住していることや、地域によって伝統と最先端が混在したまちである新宿区の魅力が紹介

その後、視察先である「新宿御苑」に場所を移し、新宿御苑の成り立ちや見どころの説明が行われました。この日は、皇室ゆかりの伝統を受け継ぐ「新宿御苑菊花壇展」の開催期間中であり、最も美しく花壇を鑑賞することができるようデザインされた順路に沿って園内を回遊しました。展示用の菊花は一年以上をかけて栽培されており、代表団も一つひとつ花壇を興味深く鑑賞していました。そのほか、代表団は、東京都市長会会長（加藤育男 福生市長）及び東京都町村会会长（師岡伸公 奥多摩町長）を表敬訪問するとともに、特別区内の特別養護老人ホームや羽田イノベーションシティなどを視察しました。

また、6日（木）の午後からは、防災をテーマとした神奈川県内の視察も行い、精力的に友好交流の目的を果たし、帰国の途につきました。

（特別区長会事務局）



特別区長会会長を表敬訪問



三団体主催の交流会（代表団、来賓の駐日中国大使館公使、特別区長会・東京都市長会・東京都町村会の各会長）



神奈川県内の遊水地を視察



PiO PARK（羽田イノベーションシティ内）を視察

東京都特別区・市・町村議会議長会 友好代表団が北京市等を訪問

特別区議会議長会は、東京都区市町村と北京市区の友好促進を図るために、東京都市議会議長会及び東京都町村議会議長会とともに、北京市区人民代表大会と相互訪問交流を1983年から実施しており、今年は19回目の訪中となります。三議長会で組織する友好代表団一行10名（团长・渡辺ゆういち会長・品川区議会議長）が、10月27日から10月31日までの5日間、北京市及び上海市を訪問し、友好交流を深めました。

■北京市人民代表大会常務委員会于軍副主任と会見

友好代表団一行は、訪中3日目に北京市人民代

表大会を表敬訪問し、于軍副主任との会見に臨みました。

はじめに、于副主任から、歓迎の言葉及び北京市副都心・北京市人民代表大会の概要紹介の後、次のような挨拶がありました。

「北京市は、東京都との友好都市関係を大変重要視している。今後の両都市の協力深化に向けていくつか提案を申し上げたい。」

1点目は、両都市の姉妹都市関係を更に深化させ、各分野での基本実務協力を拡大すること。

東京都は北京市の最初の国際姉妹都市であり、双方の交流、協力は大いなる成果をおさめた。

北京と東京は中日両国それぞれの首都として、両国の地方交流を先導し模範的な役割を果たしてきています。

今後は更に協力分野を充実、深化させ、友好関係を発展させて着実な成果とし、両都市の市民に恩恵をもたらすよう期待している。

2点目は、両都市の議会間の交流を更に強め、都市発展の経験を共有すること。

北京市と東京都は姉妹都市を締結して以来、各レベルの交流を緊密にしてきたが、特に、当初から現在まで続く議会間の交流が必要であると考える。相互訪問などを通じ、双方の理解と信頼を深化させ、また両都市の市民の間の友情を強固にさせると信じている。私はかつて海淀区で仕事をした経験があり、練馬区との交流を経験している。組織的な交流のほか区民とも親交を持ち、現在もやりとりは続いている。

これからもぜひ今回の訪問をきっかけに、東京都の各エリアの議会との友好交流を深化させ、多様な交流が行われることを期待している。

3点目は、区のレベルの交流を支援し、両都市の友好のwin-winの基盤を強固にすること。

1980年代からの行政、議会の交流のしくみは、40年にわたりほど途切れることなく継続

してきた。中日両国は地理的にも近く、人的、文化的な繋がりも深いと思う。これからも両都市の区のレベルの交流を更に増進し、より多くの人の交流、文化交流そして実務的協力を更に増進させ、両都市市民の相互理解と友情を推し進め、中日両国民の世代に渡る友好のために尽力したい。

改めて、日本の代表团の皆様のご来訪に、熱烈な歓迎の意を表したい。皆様の北京訪問が実り多いものとなるよう、そして、皆様のご健康とご健勝を祈念して私からのご挨拶とする。」

これに對して渡辺团长は、次のような答礼の挨拶を行いました。

「まずは先日の北京市の水害により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げ、被災された方々の健康と一日も早い復旧をお祈り申し上げる。」

我々友好代表団は、お招きを受け、東京と北京の友好親善を一層深めるため訪問した。我々の訪問は、1983年に始まり今回で19回目と聞いているが、この間、両都市の友好関係は、歳月を重ねるごとに、着実に深まりと広がりを見せている。

我々は両都市が様々な分野で交流の歴史を重ねて、その輪を広げ、お互いに益々繁栄することを強く願っている。そして、市民同士の交流、協力、特に子どもたち、若者を中心とした交流は、アニメや音楽、サブカルチャーの交流など色々な可能性を有しております、未来に向けたより良い関係の基盤となることを確信している。今回の訪問は短い

先ほどの于軍先生の言葉から理解と友情を深めたという思いを強く感じた。今回の訪問は短い期間ではあるが、多くの方々と友好交歓を行い、理解と友情を一層深めて参りたい。」



会見する渡辺团长（左）
北京市人大常務委員会于軍副主任（右）



北京市人大常務委員会表敬訪問での記念撮影



（特別区議会議長会事務局）

密雲区人大常務委員会幹部との懇談の様子

■友好代表团の観察及び交流

訪中初日は、北京市密雲区を訪れ、電気自動車の生産ラインやワイヤナリーを観察し、自動化の進んだ最先端の産業や国際的に評価を得ているワイン醸造に関する知見を得たのち、昨年度の訪日団員の一員として来日した、任武軍密雲区人民代表大

会常務委員会主任など幹部との懇談に臨みました。

2日目前は、故宮や天安門を観察。午後には、ロボットワールド内のロボットモールを訪問し、既に販売、運用が開始されている接客や医療など様々な用途のロボット群を観察し、中国において急速に発展するロボット産業に関する知見を得ました。

3日目は、北京市副都心（通州区）に赴き大運河博物館を観察、世界遺産に登録された大運河に沿わる歴史的、文化的価値に関する知見を得たのち、北京市人民代表大会常務委員会を表敬訪問しました。その後、空路にて上海市に移動しました。

4日目は、午前上海市人民代表大会を表敬訪問した後、明代の庭園である豫園と隣接して整備された大規模商業施設である豫園商城を訪れ、旧跡及び周辺の商業振興の状況を観察。午後は東方明珠タワーを訪れ、施設内に開設された上海市歴史を辿る上海市歴史发展陳列館や地上259mの展望台を観察、その後に黄浦江クルーズ船に乗船し、対照的なライトアップが施された旧租界地

である外灘地区の歴史的景観と東方明珠タワーに代表される浦東地域の現代的景観を水上から観察しました。

友好代表团は、北京市、同市密雲区そして上海市や中国に対する理解と友好親善のきずなを深め、5日目の最終日、帰国の途につきました。

令和7年度 公益財団法人特別区協議会 第6回理事会の結果

11月14日（金）に第6回理事会が開かれました。審議結果は次のとおりです。

- 令和7年度上半期事業報告
（了承）
- 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況の定期報告（令和7年5月～令和7年10月）について
（公益財団法人特別区協議会総務部）
（了承）

令和7年11月 区長会・議長会の主な案件等

区長会

11.14

- 東日本大震災被災市町村への職員派遣の御礼とお願いについて
- 自治体の窓口業務における郵便局との連携について
- 令和8年度都財政調整区側提案事項について
- 税財政部会の概要について
- 令和9年度国・東京都の施策及び予算に関する要望について
- 東京都地域保健事業連絡協議会（五者協）の協議事項について
- 令和8・9年度後期高齢者医療保険料率の「算定案」について
- 後期高齢者医療広域連合協議会（11月5日開催）報告について
- 清掃事業の課題への対応について
- 特別区長会調査研究機構理事会の概要について
- 公益財団法人特別区協議会理事会開催結果報告について
- 都知事と特別区長会との意見交換の実施について
- 令和7年度北京市区との友好交流事業について
- （特別区長会事務局）
- 東京都地域保健事業連絡協議会（五者協）の協議事項について
- 令和8・9年度後期高齢者医療保険料率の「算定案」について
- 後期高齢者医療広域連合協議会（11月5日開催）報告について
- 清掃事業の課題への対応について
- 特別区長会調査研究機構理事会の概要について
- 公益財団法人特別区協議会理事会開催結果報告について
- 都知事と特別区長会との意見交換の実施について
- 令和7年度北京市区との友好交流事業について
- （特別区長会事務局）

特別区自治情報・交流センター 休館と閉館時間変更のお知らせ

蔵書点検期間と年末年始期間は休館とさせていただきます。休館中は、資料の貸出・予約・返却を中止いたします。

また、年末最終開館日は閉館時間を変更いたします。
ご不便をおかけしますが、利用者の皆さまには、ご理解のほどお願い申し上げます。

▼蔵書点検期間

令和7年12月15日（月）～
令和7年12月20日（土）

▼年末最終日（時間変更）

令和7年12月26日（金）17時閉館

▼年末年始

令和7年12月27日（土）～
令和8年1月4日（日）

▼全館停電に伴う休館

令和8年1月24日（土）

※1月23日（金）は17時閉館

【問合せ先】

（公財）特別区協議会 事業部調査研究課

特別区自治情報・交流センター

電話 03（5210）9051

特別区自治情報・交流センター
ホームページ



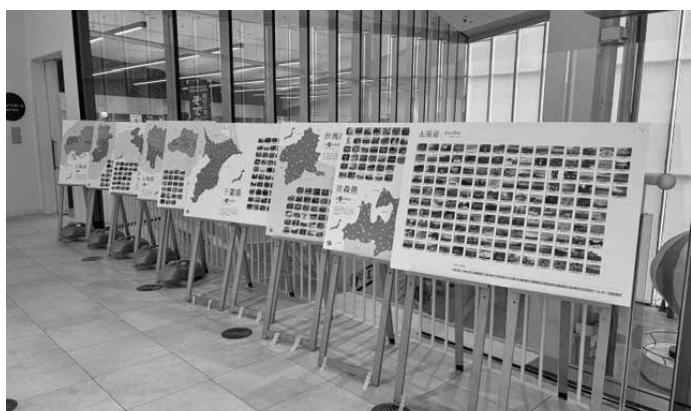
公式X (旧ツイッター)

- 令和7年度第6回公益財団法人特別区協議会理事会議決結果について
- 中間監査の実施結果について
- 令和7年度日中友好交流事業について
- 関東市議会議長会理监事会の概要について
- 全国市議会議長会評議員会の概要について
- 市議会議員共済会理监事会の概要について
- 市議会議長会等会議日程表（令和8年度）（案）について
- 令和8年度議長会関係役職等の選任の考え方（案）について
- 吉住区長会会長との意見交換について
- （特別区議会議長会事務局）

特別区全国連携プロジェクト 令和7年度魅力発信イベントを開催しました



会場の様子



◆各事業の問い合わせ先
公益財団法人特別区協議会事業部事業推進課
03-5210-9080
詳しくは、「特別区全国連携プロジェクト」ホームページをご覧ください。
<https://collabotokyo-23city.or.jp/>
(特別区長会事務局・公益財団法人特別区協議会事業部)



令和7年11月8日（土）・9日（日）、特別区全国連携プロジェクトの一環として、各地域の自治体の魅力や特色を広く発信する場として、江東区豊洲の「がすてなーに ガスの科学館」にて令和7年度魅力発信イベントを開催しました。
今年度は、賛同自治体を含めたパンフレットの配布や物産展、自治体PRステージなどを行い、2日間でのべ1158名の方にご来場いただきました。

令和7年度管理職選考種別Ⅰ類合格者の発表 及び択一・短答式問題受験の免除者の通知

令和7年度管理職選考 区別・選考区分別合格者数

(単位:人)

区名	I類				合計
	事務	技術Ⅰ	技術Ⅱ	技術Ⅲ	
千代田	3				3
中央	6	1			7
港	7	1	1	2	11
新宿	5				5
文京	6		1	1	8
台東	5				5
墨田	2		1	1	4
江東	5		1		6
品川	3		1		4
目黒	3	1			4
大田	5	1			6
世田谷	5	4	1		10
渋谷	5		1		6
中野	3		2		5
杉並	3				3
豊島	3			1	4
北	3				3
荒川	2			1	3
板橋	6		2		8
練馬	1	1			2
足立	7	1			8
葛飾	9	2			11
江戸川	4	2			6
特人厚	3				3
特競馬	1				1
清掃	2			2	4
計	107	14	11	8	140

特別区人事委員会は、10月30日(木)、令和7年度管理職選考種別Ⅰ類合格者の発表及び択一・短答式問題受験の免除者の通知を行いました。
140人が最終合格

（合格者数）

今年度の管理職選考種別Ⅰ類合格者数は、140人となりました。
昨年度と比較し、同数となりました。

特別区人事委員会は、10月30日(木)、令和7年度管理職選考種別Ⅰ類合格者の発表及び択一・短答式問題受験の免除者の通知を行いました。

（合格率）

合格率は、28.0%でした。合格率を受験方式別に見ると、全部受験方式は昨年度比1.8ポイント増の25.5%、免除受験方式（※）は同0.6ポイント減の30.3%となりました。
また、合格者全体に占める免除受験者の割合は、合格者140人中79人の56.4%で、昨年度と比較し3.6ポイント減となりました。
(※) 免除受験方式とは、択一・短答式問題受験の免除資格を得ている者が、記述式問題及び論文式問題を受験する方式です。

令和7年度管理職選考実施状況

I類（全部及び免除受験方式） 上段：令和7年度
下段：令和6年度

選考区分	受験者数	口頭試問進出者数	合格者数	合格率
事務	369	203	107	29.0
	380	191	105	27.6
I	50	21	14	28.0
	44	21	14	31.8
II	52	17	11	21.2
	49	22	14	28.6
III	29	12	8	27.6
	35	11	7	20.0
小計	131	50	33	25.2
	128	54	35	27.3
合計	500	253	140	28.0
	508	245	140	27.6

I類（全部受験方式） 上段：令和7年度
下段：令和6年度

選考区分	受験者数	口頭試問進出者数	合格者数	合格率
事務	181	79	51	28.2
	188	77	49	26.1
I	27	7	5	18.5
	20	6	4	20.0
II	20	3	2	10.0
	17	6	3	17.6
III	11	4	3	27.3
	11	1	0	0.0
小計	58	14	10	17.2
	48	13	7	14.6
合計	239	93	61	25.5
	236	90	56	23.7

I類（免除受験方式） 上段：令和7年度
下段：令和6年度

選考区分	受験者数	口頭試問進出者数	合格者数	合格率
事務	188	124	56	29.8
	192	114	56	29.2
I	23	14	9	39.1
	24	15	10	41.7
II	32	14	9	28.1
	32	16	11	34.4
III	18	8	5	27.8
	24	10	7	29.2
小計	73	36	23	31.5
	80	41	28	35.0
合計	261	160	79	30.3
	272	155	84	30.9

択一・短答式問題受験の免除資格取得者

167人が免除資格を取得

〈免除資格の取得者数〉

免除資格とは、択一・短答式問題の成績が上位30%程度の者に、原則翌年度以降の3年間、択一・短答式問題の受験を免除するものです。

今年度は、免除対象者（※）626人のうち167人（26.7%）が免除資格を取得しました。

（※）免除対象者は、全部受験方式で受験し、合格にいたらなかつた者並びに分割受験方式及び前倒し受験方式で受験した者をいいます。

〈免除資格の取得率〉

受験方式別で見ると、全部受験方式が27.5%、分割受験方式が24.0%、前倒し受験方式が27.3%でした。昨年度から引き続き、前倒し受験方式の免除資格の取得率が高いですが、今年度は全部受験方式の免除資格の取得率も高い結果となりました。

免除資格の取得者は、今年度の合格率（全部受験方式25.5%、免除受験方式30.3%）を見ても分かるように、合格への大きな一歩を踏み出したことになります。

今後も、行政需要の拡大等により、管理職を担う人材の確保が求められることから、特別区人事委員会事務局は、引き続き積極的な受験を呼びかけていきます。

来年度の管理職選考種別Ⅰ類の受験を希望される方は、明確な目標を持って勉強や日常業務に取り組んでください。

（特別区人事委員会事務局）

令和7年度管理職選考免除者総括表（選考区分別・受験方式別）

		対象者数（人）			免除者数（人）			免除率（%）		
		計 A	受験方式内訳		計 B	受験方式内訳		計 B/A	受験方式内訳	
			全部 A1	分割 A2		全部 B1	分割 B2		全部 B1/A1	分割 B2/A2
事務	496	125	95	276	127	32	24	71	25.6	25.6
技術	I	59	21	11	27	15	5	1	9	25.4
	II	41	17	6	18	17	7	3	7	41.5
	III	30	8	13	9	8	3	2	3	26.7
	小計	130	46	30	54	40	15	6	19	30.8
合計	626	171	125	330	167	47	30	90	26.7	27.5
										24.0
										27.3

注1 対象者数とは、受験者数から合格者数等を除いた数である。

2 全部とは、全部受験方式で筆記検査全てを受験した者

3 分割とは、分割受験方式で受験した者

4 前倒しとは、前倒し受験方式で受験した者

令和7年 特別区人事委員会 職員の給与等に関する報告及び勧告

～若年層に重点を置きつつ、それ以外の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定～

特別区人事委員会（松原忠義委員長）は、10月14日（火）、各特別区の議会及び区長に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。勧告では、職員の月例給及び特別給が民間を下回っていたことによる給料表の引上げ（較差14,860円 3.80%）、特別給の年間支給月数の0.05月引上げ（4.85月→4.9月）等について言及しました。

報告及び勧告の概要については、以下のとおりです。

令和7年 特別区人事委員会勧告等の概要

1 本年の給与改定

月例給	民間従業員	職 員	差
	406,322円	391,462円	14,860円 (3.80%)

特別給	民間支給割合	職員支給月数	差
	4.92月分	4.85月	0.07月

月例給	特別給
<ul style="list-style-type: none">初任給について、民間企業や国における初任給の動向等を踏まえて引上げ（改定額：I類 12,000円、Ⅲ類 18,300円）若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給料月額の引上げ	<ul style="list-style-type: none">年間の支給月数を0.05月引上げ支給月数の引上げ分については民間の状況等を考慮し、期末手当及び勤勉手当に均等に配分
特別区における社会と公務の変化に応じた給与制度の整備 (給与制度のアップデート)	公民較差算出における差額支給者の取扱い
<ul style="list-style-type: none">5級（課長級）は、初号近辺の号給をカットし、給料月額を引上げ6級（部長級）は、初号の給料月額を引き上げつつ、給料月額を刻みの大きい簡素な号給構成とする。昇給については、勤務成績が特に良好以上の場合に限り行う。昇給の号給数は、国の内容と同様に見直す	<ul style="list-style-type: none">本年の勧告に当たっては、一時的、特例的な措置として、行政系人事・給与制度の改正に伴う差額支給者（給料月額が各級の最高号給の金額を超えて差額を支給されている職員）を公民比較対象職員から除外して公民較差を算出本年の勧告において執った措置は、常態的に執られるべきものではなく、本年が最後の実施

※ 公民比較方法については、本年の人事院勧告を踏まえ、本委員会においても、公民比較の対象企業規模を月例給・特別給ともに100人以上とする。

2 人事・給与制度に関する意見

(1) 未来を切り拓く人材の確保と育成	<ul style="list-style-type: none">多様化する区民の価値観やニーズに対して効果的な施策を展開し、持続可能な都市として更なる発展を遂げていくために、任用面と給与面が車の両輪となり、未来を切り拓く人材の確保や育成について取り組まなければならない
(2) 時代に応じた採用制度の見直し	<ul style="list-style-type: none">■将来を見据えた人材確保策の検討<ul style="list-style-type: none">職員のキャリア形成には、能力を最大限に発揮でき、やりがいを持って長く働き続けることができる環境の確保が必要専門性等のある職種では、新卒者の採用とともに経験者採用試験・選考により人材確保に取り組む公務を通じて得られるスキルや専門性を高めるための成長支援に引き続き積極的に取り組まれたい■採用環境を踏まえた採用制度の実施<ul style="list-style-type: none">受験者にとって受験しやすい試験・選考の在り方を引き続き検討し、有為な人材の確保に取り組むI類採用試験での内定時期の早期化は人材確保策の一つとして大変有効■採用PR等の戦略的な展開<ul style="list-style-type: none">確実な人材確保のためには、実際に「働く場」である各区のPR活動が重要新卒者向けには、実際に働く特別区職員から仕事内容や公務の魅力を伝え、内定者の定着及び採用後の離職防止を図られたい転職者向けには、インターネットを活用するとともに公務に転職することの魅力を直接伝える対面の説明会が重要■障害者の雇用促進<ul style="list-style-type: none">多くの区で現在の法定雇用率を下回っている状況も踏まえ、障害者の活躍推進に関する取組をより一層推し進められたい
(3) 人材の育成	<ul style="list-style-type: none">■人事評価制度の適切な運用<ul style="list-style-type: none">人事評価の公平性・透明性・納得性を高めていくことが肝要メリハリのある人事評価を行い、任用面や給与面に適切に反映させていく仕組みについて、早急に確立されたい

	<p>■職員の組織的かつ計画的な人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職者が増加傾向にある若手・中堅職員の働きがい向上に向け、組織や職務の魅力を高める取組が必要 ・主任職昇任への不安解消に向け、ジョブローテーション等による職員の能力向上のほか、主査の活用も含めた係長職全体の体制強化に取り組むことが必要 ・職員の若年化が進む中、1級職・2級職に在籍する知識経験の豊富な職員をより上位の職で活用できるようにすることが必要 <p>■管理職・係長職の育成、女性活躍の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職の安定的な確保のため、管理職選考の受験者確保や、種別Ⅰ類とのバランスを考慮した種別Ⅱ類（指名制）の実施が必要 ・女性の活躍を引き出すことは任命権者の責務であり、昇任意欲を阻害している要因を確認し、その改善に向けた取組を行うことが必要不可欠 ・管理職・係長職の個人の資質や能力だけに頼るのでなく、その働き方や業務の在り方を更に見直すなど、マネジメント体制の確立に取り組むことが必要 <p>■高年齢層職員の能力及び経験の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高年齢層職員が意欲を維持し、その能力を発揮していくには、本人の意向や職務経験に配慮した人員配置を行うことが大切 ・役職定年制の特例任用は、若手・中堅職員の活躍の機会を阻害することのないよう、適切に運用することが必要
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 勤務環境の整備等に関する意見

	<p>• 誰もが活躍できる勤務環境の実現に向け、個々の職員の事情に合わせて可能な限り柔軟に働き方を選択することができる職場環境の整備を進めていくことが必要</p> <p>• 業務プロセスの見直しやメンタルヘルス対策の推進により、職員の負担感を軽減させるとともに、職員の健康管理の徹底が求められる</p> <p>• 仕事と生活の両立支援、ハラスメントのない職場の実現により、職員が自らの能力を最大限発揮でき、働きがいや意欲を高めることにつながる</p> <p>■職員のやりがいや意欲を高める環境づくり</p> <p>(勤務環境の制度・整備等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの区でテレワーク利用が進んでおり、引き続き各職場の業務実態に合わせて、対象職員や利用場所の拡大等を検討するとともに、制度の適切な運用を図られたい ・フレックスタイム制について、導入済の区や他の地方公共団体、民間企業の事例を参考に、課題の整理をより一層進めていくことが必要 ・組織の効率性・生産性を高め、区民サービスの向上に資するよう、業務の見直しを行いながら、各種制度の検討を進められたい <p>(仕事と生活の両立支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての職員が希望する期間の育児休業を取得できるような環境を実現するため、代替職員の弾力的な人員配置の実施や全職員に向けた情報発信等の取組を進められたい ・仕事と育児・介護の両立支援制度の周知の取組の徹底を図るとともに、管理職における制度理解の促進に取り組み、組織全体で支援体制を整え、職員の不安解消に努められたい <p>■魅力ある職場の基礎となる勤務環境づくり</p> <p>(長時間労働の是正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超過勤務に係る要因の整理・分析・検証の結果を踏まえ、DX推進や人員配置等、様々な方策を駆使することが重要 ・教職員を取り巻く環境の整備に向け、各区教育委員会による実効性の伴う対策が必要 ・労働安全衛生法に定める医師による面接指導の確実な実施 ・日を単位とした年5日の年次有給休暇の確実な取得を促進されたい <p>(メンタルヘルス対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス対策への取組は、職場の責任者である管理職と産業保健スタッフが連携することが重要 ・メンタルヘルス対策においては、管理職の役割が重要であり、対応力を向上させるための研修の定期的・計画的な実施が必要 ・セルフケアは、メンタルヘルス不調の未然防止に有効であり、これを習得するための研修は重要 <p>(ハラスメントの根絶)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風通しの良い職場環境やハラスメントのない職場の実現に向けた取組を強力に推進することが必要 ・区の外部にも相談窓口を設置するなど、相談体制の拡充に努められたい ・区民等に直接行政サービスを提供する特別区では、カスタマー・ハラスメントは切実な課題であり、その根絶に積極的に取り組むことが必要
(2) 区民からの信頼の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・不祥事に対する早期発見・早期対応の取組と併せて、再発防止策が実効的に機能するよう取り組まれたい ・住民全体の奉仕者として自ら考え行動できる職員を育成することで、区民からの信頼の確保に努められたい

(特別区人事委員会事務局)

特別区職員研修所からのご案内

2月の研修メニューを紹介します

●ピックアップ研修

研修名：まちづくり（基礎Ⅱ）（第1回・第2回）日時：2月上～中旬
(各1日間)

対象：まちづくりに関連する事業を担当する職員

内容：まちづくりについて、具体的な取組が行われている関心の高い事例を通して、事業構築における考え方、留意点等を学ぶことにより、職務遂行能力の向上を図る。

研修名	実施時期	申込条件・メインターゲット（★）
専門研修		
栄養士	1月下旬～2月上旬	保健所・保健センター、保育園、福祉施設等に勤務する栄養士
戸籍（中級）①②	①2月上旬 ②2月中～下旬	同研修（初級）を修了し、戸籍事務を担当する職務経験2年以上の職員
食品衛生	2月中～下旬	食品衛生監視業務に従事する職員
児童相談所関連研修		
面接技法 フォローアップ研修②	2/2(月)	NICHDプロトコルに基づく司法面接研修を受講したことがある職員
児童福祉司（応用）Ⅱ	2/10(火)・ 2/20(金)	(1) 児童福祉司 (2) こども家庭センター職員 (3) 子ども家庭福祉・母子保健等に携わる職員 ※虐待対応の実務経験があり基本的な用語、法制度等をおおむね理解できている職員
調整担当者研修	2月中旬	(1) 調整担当者として職務を行う職員で、児童福祉司任用前講習会を修了した者 (2) 子ども家庭福祉・母子保健等に携わる職員 ※児童相談所設置区以外の方も受講できますが、法律で義務付けられた研修を受講したことを証明する修了証は交付されません。
ステップアップ研修		
コミュニケーション スキルアップ④	2/2(月)	全職員 ★区民や職場の同僚との良好な関係構築に向けたコミュニケーションスキルを身につけたい採用2～6年目程度の職員
サポート研修		
特別区制度②	2/3(火)	全職員 ★都区間での事務配分や税財政制度等、特別区制度の特徴について、地方自治法等を読み解きながら学びたい職員
試行研修		
児童相談所関連 トピックス④	2月上旬	(1) 児童相談所職員、こども家庭センター等の職員 (2) 子ども家庭福祉行政に携わる職員
都区合同研修 【都区共同企画研修】 先進的取組の共有	2月下旬	児童相談所、こども家庭センター等の職員

※紙面の都合上、2月に実施する研修の一部を紹介しています。（一部1月に実施する研修を含む。）

※★は、各研修のメインターゲットとなる方についての表記となります。

※研修の募集及び申込は各区の研修担当を通じて行います。なお、区の意向により参加できる研修が異なりますので、各研修の申込方法や申込期限（研修実施日より一ヶ月程度前）については各区研修担当からの案内をご確認ください。

※研修内容の詳細については、特別区職員研修所ホームページ (<https://www.union.tokyo23city.lg.jp/kenshu/kenshujotop/index.html>) もご覧ください。

(特別区職員研修所)



東京都立大学 オープンユニバーシティ飯田橋キャンパスより 1月開講講座のご案内です !!

●サービス・マーケティング2

顧客満足のためのサービスシステム

【講座コード：2541E001】

「サービス・マーケティング入門」では、サービス商品とはいっていい何なのかという基本的なことを学んできました。この「サービス・マーケティング2」では、「サービスをシステムとして組織的に経営し、顧客を満足させ、利益を上げるためにどうしたらよいのか」について最新のマーケティングの理論をやさしく解説していきます。

- サービスの品質と顧客価値の実現
- サービス・マーケティング・ミックス

- サービス・マネジメント・システム
- 顧客満足と従業員満足

講 師：小泉 徹 東京都立大学 名誉教授
日 時：1月19日（月）、26日（月）、
2月2日（月）、9日（月）
19:00～20:30（全4回）

受講料：10,100円
場 所：飯田橋キャンパス（対面）

●「コンプライアンス」と「知的財産」

～「知らなかった」では済まされない？～

【講座コード：2541E002】

「コンプライアンス」って聞いたことはありませんか？
「コンプライアンス」という言葉は、企業経営などの実務においては、しばしば「法令遵守」と翻訳されます。
「法令遵守」とは、決められたルール（例えば法律など）に従って、社会生活や企業経営などの活動を公正・公平に行なうことを意味します。

「自分は普段から法律をちゃんと守ってるよ」と思う人が大半かと思いますが、それでもなお、「コンプライアンス」の問題が日々のニュースで報じられることも多くあります。

今回は、こうした「コンプライアンス」と「知的財産」がどのように関連するのかについて学ぶキッカケになればと思います。

- 第1回：「コンプライアンス」について
- 第2回：「コンプライアンス」と主な知的財産権について
- 第3回：「コンプライアンス」と著作権について
- 第4回：「コンプライアンス」に関する補足事項と全体のまとめ

講 師：松本 公一 あいわ弁理士法人 弁理士
日 時：1月22日（木）、29日（木）、
2月5日（木）、12日（木）
18:30～20:00（全4回）
受講料：10,100円
場 所：オンライン

* 講座の概要については、東京都立大学オープンユニバーシティパンフレットより引用しております。（特別区協議会事業部）

※特別区職員互助組合員の方は初回のみ、必ずお電話で同組合員である旨と『組合員番号』をお申し出ください。

<問い合わせ先>

東京都立大学オープンユニバーシティ <https://www.ou.tmu.ac.jp>

Tel.03-3288-1050（平日 9:00～17:30）

●パンフレットを無料送付いたします。

新江東清掃工場の延命化工事について ～安定的な可燃ごみの全量処理体制に向けて～

延命化工事について

新江東清掃工場は、平成10年9月にしゅん工して27年が経過しています。耐用年数を40年程度まで延伸して安定的に稼働させるた

新江東清掃工場の延命化について



新江東清掃工場外観

（以下「清掃一組」という。）では、清掃工場22施設（建替中の2施設を含む）を管理運営しています。

清掃一組では、一般廃棄物処理基本計画に基づき、安定的な可燃ごみの全量処理体制を確保するため、清掃工場を計画的に整備しています。清掃工場の耐用年数は25年から30年程度とされていますが、今後耐用年数を迎える工場が多くなるため建替時期の分散化を図り、一部の工場に40年程度まで耐用年数を伸ばす延命化工事を導入しています。

新江東清掃工場概要

- 焼却方式：全連続燃焼式火格子焼却炉
- 施設規模：600トン／日（3炉）
計 1,800トン／日
- 発電機定格出力：50,000kW
- 煙突：高さ約150m
- 建設年月：着工 平成6年7月
しゅん工 平成10年9月
- 敷地面積：約61,000m²

新江東清掃工場概要

では、通常の定期点検補修工事期間では施工が難しい機器を主な対象としてプラント設備の延命化工事を約3・5か年計画で行います。その他に、特高真空遮断器や高圧・低圧変圧器などの電気設備、建築設備の吸収式冷凍機、工場棟の外壁改修等を並行して実施していく予定です。

プラント設備の延命化工事

通常の定期点検補修工事では工事期間が足りない、大掛かりな準備が必要といった設備や、事前の調査や日頃の点検において不具合が報

かけて、1号炉から3号炉を順次実施していきます。交換機器の中には製作に時間が掛かるものもあるため、令和6年度に契約を締結しています。

告されている機器を中心に改修します。

主な項目として、給じん設備では、ごみクレーンの巻上装置、横行・走行装置、横行レールの交換、ごみホッパの交換があります。

焼却炉本体設備では、給じんファイーダ、乾燥ストーカ、スターバーナの交換や油圧駆動装置の配管統合等を実施します。

新江東清掃工場延命化工事の工程					
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
プラント関係	△施工計画・機器製作		1号炉工事(7.5カ月)		
			機器製作	2号炉工事(7.5カ月)	
電気設備		△施工計画・機器製作	工事	機器製作	3号炉工事(7.5カ月)
建築関係	外壁	△外壁等改修工事		△外壁等改修工事	
	設備		△吸収式冷凍機更新工事		

注1) これらの他に定期補修工事及び中間点検を実施します。

注2) △は契約または契約予定期を表します。



ストーカ（火格子）



ごみクレーンとごみホッパ

集じん設備では、ろ過式集じん器と薬剤吹込み装置やコンベヤといった周辺機器を交換します。洗煙設備では、蒸気式ガス再加熱器を交換します。発電設備では、発電機を交換し、蒸気タービンを改修して出力の最適化を図ります。

特高配電盤の真空遮断器や高圧

モールド変圧器といった重要機器を中心、高圧・低圧の電気盤内をpp部機器を交換していきます。



蒸気タービン（手前）と発電機（奥）

外壁改修工事

外装材の落下等による事故や漏水による機器の損傷、転倒劣化を防止するため、外壁タイル及びシーリングの補修を行います。

建築設備の延命化工事

工場施設内の冷暖房に使用する吸収式冷凍機を令和7年度に更新します。

既設の冷凍機は必要に応じて解体してから搬出し、干渉する配管等も撤去、使用していた吸収液も法令に則り適正に処分します。

新しい冷凍機を設置後、電気配線、中央制御室からの遠隔起動の確認を実施します。
機器の搬出入に関しては、あらかじめ設定したルートを用い、施設に損傷を与えない工夫をしていきます。

電気設備の延命化工事

電気設備の更新機器の中にも製作に時間が掛かるものがあるため、令和7年度に契約を締結し、令和8年度から実施していきます。



西側壁面



清掃工場のお兄さん

令和8年度に予定している改修工事では工場棟東側と北側を実施します。

令和8年度に予定している改修工事では工場棟東側と北側を実施します。

情報提供

延命化工事は令和7年度から10年度にかけ実施します。

工事に伴う各焼却炉の停止期間は約7・5ヶ月としています。焼却炉の停止期間中はごみの搬入制限や東京都夢の島熱帯植物館及び東京スポーツ文化館（BumB）への熱供給の停止、工場見学の中止といった影響があるため、関係者へ情報提供を行います。



ゴンドラレール（スリット部）

二酸化炭素削減効果

近年、温室効果ガスの削減が重要な課題とされています。清掃工場ではごみ焼却のほか、焼却炉の稼働に伴う電力・燃料の消費等により、二酸化炭素等の温室効果ガスが排出されます。

延命化工事では二酸化炭素の排出量削減のため、最新機器への交換等による消費電力の削減のほか、ごみ焼却による発電量を増加させエネルギー収支の効率化による等、積極的に施設の省エネ化を取り組んでいます。これらは国交付金等の対象で、国の政策目標のひとつです。

削減効果としては、二酸化炭素の排出量を3%以上削減できると見込んでいます。

（東京二十三区清掃一部事務組合施設管理部施設課）



お兄さん



12月29日（月）は東京大賞典（GI）！

東京シティ競馬（TCK）では、12月29日（月）に地方競馬唯一のGI競走、東京大賞典競走を実施します。毎年12月29日に開催しており、競馬ファンの間では年末の風物詩ともなっているビッグレースです。

昨年は、第26回ジャパンダートクラシック競走の勝馬であるフォーエバーヤング号（JRA所属）が並み居る強豪を抑えて優勝。好メンバーが揃った中で古馬相手に勝ち切った点が高く評価され、NARグランプリ2024のダートグレード競走特別賞馬にも選出されました。今年も、全国から多くの実力馬が集結し、年内最後のG I競走を盛り上げます。フジテレビ系列での生中継も実施しますので、ぜひご覧ください。



第70回優勝馬 フォーエバーヤング号

なお、30日（火）は東京シンデレラマイル（SⅢ）、31日（水）は東京2歳優駿牝馬（SI）と、薄暮開催の3日間は連続して重賞競走が実施されます。一年の締めくくりに、あるいは少し早い来年午年の運勢占いとして、ぜひご家族でお楽しみください。

レース名：第71回東京大賞典（GI）

実施日時：2025年12月29日（月）第9競走（15:40発走予定）

放送時間：フジテレビ、BSフジ 14:45～16:00



[その他の中継情報はこちら▶▶▶](#)

年末3日間は「拉麺（ラーメン）大賞典」！

年末開催の12月29日（月）～31日（水）は、場内でグルメイベント「2025 TCK CLIMAX 拉麺大賞典」を開催します。全国から選りすぐりの人気店が大井競馬場に大集結！工夫を凝らした自慢の一杯をお楽しみいただけます。ミシュランガイド掲載店や食べログ百名店選出店などの、普段はキッチンカーでの販売がなく、なかなか食べることができない有名店の特別出店もありますので、お楽しみに。

一段と冷え込みが厳しくなるこの季節、アツアツのラーメンを食べながらの競馬観戦は格別です。餃子や小籠包、唐揚げなどのサイドメニューもご用意して、皆様のお越しをお待ちしています！

出店店舗は日によって異なります。

公式ホームページの

[イベント情報からご確認ください▶▶▶](#)



（競馬事務局 広報課）

開催成績

（各回対比）

回別	開催日程	売得金額	利用者数	1日平均			前年度同時期対比（1日平均）		
				売得金額	利用者数	1人当たり購買金額	売得金額	利用者数	1人当たり購買金額
12	11/10～11/14	8,632,790,870円	998,297人	1,726,558,170円	199,659人	8,650円	96.8%	75.5%	128.3%



INFORMATION

～運命のトキがくる。～

東京大賞典特設サイトオープン

12月29日（月）の東京大賞典（G I）に合わせ、今年も特設サイトがオープンしました。力ギとなる前哨戦の成績や直前情報、各種イベント情報などを順次、更新予定！情報盛りだくさんでお届けします。ぜひご覧ください。

東京大賞典
特設サイトはこちら▶▶



12月の開催予定

競馬開催日	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
大井	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
浦	大井競馬開催								大井競馬開催		
船		浦和競馬開催									
川			東京大賞典		東京シンデレラマイル		東京2歳優駿牝馬				
崎											

1月の開催予定

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
大井	大井競馬開催						大井競馬開催							大井競馬開催					
浦		浦和競馬開催												船橋競馬開催					
船			東京大賞典		東京シンデレラマイル		東京2歳優駿牝馬								金盃				
川																			
崎																			



東京大賞典
(G I)

- 12月29日（月）
- 2,000m

国内外で活躍してきた実力馬が一堂に会する、下半期のダートチャンピオン決定戦です。TCKの重賞としては東京ターピーと並びもっとも長い歴史を持つレースで、第45回（平成11年）以降は毎年12月29日に施行されており、年末の風物詩としても親しまれています。

第57回（平成23年）からは国際競走として施行されるようになり、地方競馬では唯一となる国際GIに格付けされました。IFHA（国際競馬統括機関連盟）が発表する「世界のトップ100GIレース」にリストアップされるなど、国外のホースマンからも注目を集めているレースです。



東京シンデレラマイル
(S III)

- 12月30日（火）
- 1,600m

南関東所属のトップホースによって争われる、3歳位を含めた牝馬路線のS III競走。第1回が施行されたのは平成19年で、創設当初から毎年12月30日に施行されてきました。



東京2歳優駿牝馬
(S I)

- 12月31日（水）
- 1,600m

地方競馬所属の若駒によって争われる、2歳戦線の牝馬限定重賞。第1回が施行されたのは昭和52年で、創設当初から12月に施行されており、第26回（平成14年）から第30回（平成18年）までは毎年12月30日に、第31回（平成19年）以降は毎年12月31日に施行されてきました。



金盃
(S II)

- 1月28日（水）
- 2,600m

南関東所属のトップホースが激突する、古馬長距離路線のS II競走。大井競馬場で施行される年明け最初の重賞であると同時に、日本国内のダート重賞としてはもっとも長い距離（2,600m）のコースで施行されるレースです。

第1回が施行されたのは昭和31年で、第1回から第18回（昭和48年）までは2,400mのコースを、第19回（昭和49年）から第58回（平成26年）までは2,000mのコースを舞台に争われていました。

□ パソコンからでも、□ スマホからでも投票できる！

ネットで地方競馬を楽しむなら！
SPAT4

お問い合わせは 0120-006-309

南関東競馬開催日の営業時間 10~17時 / ナイター開催 12~21時
※ご来未高の方はご利用いただけません。またご利用いただけるのは日本国内在住の個人の方のみです。法人でのお申込みはできません。

全国の地方競馬全レースが買える！ライブが見られる！

50円から買える！「トリプル馬券」も発売！

馬券購入でポイントが貯まる！

最短15分でスパッと入会！

<https://spat4special.jp>

SPAT4 検索



●特別区長会事務局調査第1課

●特別区議會議長会事務局

●特別区人事・厚生事務組合総務部情報政策推進課

●公益財団法人特別区協議会総務部情報政策推進課

●東京二十三区清掃一部事務組合総務部総務課

●特別区競馬組合競馬事務局広報課

TEL (5210) 9738 ホームページ<https://www.tokyo23city-kuchokai.jp/>

TEL (5210) 9731 ホームページ<http://www.tokyo23city-gichokai.jp/>

TEL (5210) 9917 ホームページ<https://www.union.tokyo23city.lg.jp/>

TEL (5210) 9917 ホームページ<https://www.tokyo-23city.or.jp/>

TEL (6238) 0613 ホームページ<https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>

TEL (3763) 2170 ホームページ<https://www.tokyocitykeiba.com/>

編集